

「内航船業界向けソリューション」利用約款

株式会社ゼクト

2022年9月21日制定

初版

第1条（目的）

本利用約款は、株式会社ゼクト（以下「当社」とします。）が提供する【内航船業界向け健康管理ソリューション】（以下「本サービス」とします。）の利用条件について定めることを目的とします。本利用約款は契約内容を構成するものとして、本サービスの全部または一部を利用するすべてのお客様に適用します。

2. 利用契約の締結の際またはその後利用約款と異なる定めをした場合には、当該定めが利用約款に優先するものとします。

第2条（適用範囲）

本利用約款は、当社が次の各号に掲げる名称で提供するサービス（以下「各サービス」とします。）に適用されるものとします。

- (1) デジタル船員手帖
- (2) ZECT Medical Online

第3条（定義）

この約款において、各用語を下記に定義します

- (1) 「サービス利用者」とは、デジタル船員手帖の「for マネジメント」「for マンニング」サービスの利用者をいいます。
- (2) 「利用者」とは「for セーラー」サービスの利用者をいいます。
- (3) 「専用端末利用者」とは、ZECT Medical Online の利用者をいいます。
- (4) 「全ての利用者」とは、「サービス利用者」「利用者」「専用端末利用者」の全てを含みます。
- (5) 「for マネジメント」、「for マンニング」、「for セーラー」とは、デジタル船員手帖の機能の利用区分をいいます。
- (6) 「お客様」とは当社と契約する事業者様をいいます
- (7) 「利用契約」とは利用約款に基づき当社とお客様間にて締結される本サービス提供のための契約をいいます
- (8) 「顧客情報」とは本サービスを利用するにあたりお客様が当社に対して提供する、商号または名称、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスなどお客様を識別、特定できる情報をいいます。

第4条（利用約款または諸規定の変更）

当社は、30日以上予告期間を設けた上で状況に応じ適切な方法で利用約款または諸規定を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、お客様が第9条に基づき利用契約の解約をしない場合には、当該変更につきお客様の承諾があったものとみなし、以降お客様に対して、変更後の新利用約款または新諸規定が適用されるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、お客様の本サービスの利用に実質的な不利益または支障を生じさせないと合理的に認められる範囲内の利用約款または諸規定の変更については当社は前項に定める通知をすることなく、これを行うことができるものとします。

第5条（本サービスの内容）

デジタル船員手帖は、サービス利用者が利用するパソコン、ワークステーション、ネットワーク機器、及び利用者のスマートフォンを使用し、利用者の勤怠管理や健康管理（バイタル測定、ストレスチェック、疲労度チェック等）や、情報共有等を行うツールです。

2. ZECT Medical Online は、専用端末にて専用端末利用者と医療機関を通信で結び保険診療を行い、調剤薬局からの服薬指導並びに薬の配送を行う為、又は通信を許可した専用端末利用者同士をビデオ通話で繋いで情報共有を行うツールです。
3. 本サービス利用中、全ての利用者は、当社が機能の追加、拡張、変更又は削除等、各サービスの内容を変更することについて認識し、これに同意するものとします。

第6条（申込の方法）

お客様は、見積依頼書に必要事項を記入し送信、又は当社 web サイト「見積依頼書」に必要事項を記載し送信することで、当社は「見積書」及び「見積の回答」をお客様へ返信いたします。「見積書」の内容についてお客様にて合意いただきましたら、「見積の回答」に「業務を依頼します」の欄に記載いただいたものを当社へ返信いただいた段階で対して本サービスの申込を行うものとします。

2. 本サービスの申し込み完了をもって、本利用約款に同意したものとみなします。

第7条（契約の成立）

本サービスの利用契約（以下、「利用契約」とします。）は、当社がお客様の申込に対し、ライセンス数を指定して承諾の意思表示を申込内容確認書（兼利用契約）を発行することで成立するものとします。

2. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの

申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞を生じさせたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスに関する契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 第 21 条に定める反社会的勢力に該当する場合。
- (6) 本人確認を行うことができない場合。
- (7) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる虞がある場合。

第 8 条（利用期間及び更新）

本サービスの利用期間は利用契約にて定めます

- (1) デジタル船員手帖は最低利用期間を 1 年とします。
- (2) ZECT Medical Online は最低利用期間を 3 年とします。
- (3) 本サービスの利用更新に関し、デジタル船員手帖は利用期間終了日の 30 日前、ZECT Medical Online は 90 日前までにお客様からの書面による意思表示がない場合、利用契約は更新されます。更新期間はデジタル船員手帖が 1 か月、ZECT Medical Online は 3 か月とします。

第 9 条（利用契約の解除・終了）

お客様は、本サービスの利用契約期間中といえども、解約希望日の 30 日前までに当社が定める方法によって当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。

2. お客様は、前項による本サービスの利用契約期間中の解約をした場合であって、既に生じた利用料金等については当社指定方法で支払い、またお客様は、当社に既に支払われた利用料金等については、利用契約期間中にお客様の法人格が消滅した場合を除き、一切払い戻し請求をすることができないものとします。
3. お客様は、利用契約を解約または期間満了により終了する場合には、事前にお客様データについて自己の責任と費用負担で削除するとともに、必要に応じてバックアップする等の措置をとるものとします。
4. 事由のいかんにかかわらず、利用契約が終了した場合、当社はその終了日以降は、お客様の個別の同意を得ることなく、利用契約に基づき本サービス用に保存されたお客様のデータをすべて削除することができるものとします。この場合、当社はお客様のデータ

削除による一切の責任を負いません。

5. 事由のいかんにかかわらず、利用契約が終了した場合、当社は直ちにサービスアカウントの使用停止を行い、本サービス用ソフトウェアの提供、専用端末の提供、お客様へのサポートの提供、及びその他本サービスで お客様に提供されるすべてのサービスを停止できるものとします。
6. 事由のいかんにかかわらず、利用契約が終了した場合で、再度本サービスの利用を希望する場合は、再度第6条に規定する利用契約手続きを実施することで利用することができます。

第10条（本サービスの利用に関する）

当社は、お客様に対して、お客様が利用約款等を承諾することを条件として、利用約款等に従い、本サービスを非独占的に利用する権利を許諾するものとします。

2. お客様は、本サービスを、当社の提供する本サービス用ソフトウェア・アプリケーションにおいて自社または自身のデータを管理する目的で利用するものとし、お客様または全ての利用者のみが利用できるものとします。
3. お客様は、お客様が所有または使用する契約者設備のみにおいて本サービスを利用できるものとします。お客様は、利用契約の成立後に本サービスの利用条件（ライセンス数、その他利用契約の申し込み時に当社に届け出た情報等）を変更する場合、当社が別途指定する手続きに従うものとします。
4. お客様は、利用約款等で定められたお客様の義務を全ての利用者に遵守させるものとします。
5. お客様は、利用約款等にて明示的に定める場合を除き、お客様が本サービスを通じて発信する情報、およびお客様による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、その他の第三者および当社に何等の迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。
6. 本サービスの利用に関連して、お客様が第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合あるいはお客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、また損害を与えないものとします。

第11条（利用契約の解除等）

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、お客様への事前通知、催告なしに、当該お客様につき本サービスの提供を一時停止または利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、お客様は、既に生じた本サービスの利用料金等の債務の全額について期限の利益を失うものとし、当社の指示に従って当該債務を直ちに一括で支払うものとします。また、当社に既に支払われた本サービスの利用料金等につい

ては一切払い戻しの請求をすることができないものとします。

- (1) 第6条第2項に定める各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) 第14条に定める禁止行為を行った場合
- (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、当社による催告にもかかわらずなお履行しなかった場合
- (4) 解散または廃業した場合、その他お客様が権利能力を失った場合
- (5) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他これに類する倒産手続の開始を申し立てまたは第三者により申し立てられた場合
- (6) 特定調停又はその他の債務整理もしくは事業再生のための公的手続きの申立をした場合
- (7) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
- (8) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
- (9) 手形、小切手について不渡りとなり、または銀行取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
- (10)当社がお客様に対する債権保全上必要と認めた場合
- (11)監督官庁より営業停止処分又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
- (12)お客様もしくは全ての利用者が利用約款等に違反した場合
- (13)お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に属すると認められる場合
- (14)反社会的勢力が、お客様の経営に実質的に関与していると認められる場合
- (15)お客様が、反社会的勢力を利用していると認められる場合
- (16)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
- (17)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (18)お客様自らまたは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
- (19)その他、お客様として不適当と当社が合理的な理由に基づき判断した場合

第12条（診療及び診療費用）

専用端末利用者は、医療機関と締結するオンライン診療同意書、及び調剤薬局と締結するオンライン服薬指導同意書に同意の上、サービスを利用します。医療機関が診療行為に関連し専用端末利用者に請求する診療報酬等の費用、又は処方せん及び医薬品とその配送にかかる送料、手数料、その他診療に関連して発生した費用の請求金額については、医療機関と専用端末利用者間で定めることとします。

2. 専用端末利用者が、診療等の予約や受診等に係るシステム利用に要する費用、予約料、手数料が必要か否かは、医療機関及び調剤薬局が決定します。

3. 本サービスにおける予約は、専用端末利用者が保険診療における診療等を受けられることを保証するものではありません。専用端末利用者の健康保険証が失効等していた場合には、専用端末利用者が診療費用全額を支払う義務を負う場合があります。
4. 専用端末利用者の責による事由により、予約した診療時間内に診療等が開始しなかった場合でも、実施した診療内容に応じて診療費用の支払義務を負うことに同意するものとします。

第13条（本サービス用ソフトウェア・アプリケーション）

お客様は、本サービス用ソフトウェア・アプリケーションを含む一切のプログラムの複製、第三者への送信・配布、改変およびリバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、解読、またはその他の方法によりソースコードを引き出し、他のソフトウェアプログラムまたは派生的製品の制作の基礎としてこれらを使用することはできないものとします。

2. 当社は、本サービス用ソフトウェア・アプリケーションを含む一切のプログラムに欠陥がないこと、停止しないこと、間断なく稼動すること、プログラムのマニュアルや利用ガイドに誤り（ソフトウェア・アプリケーションバグ等）がないこと、お客様の特定の利用目的に合致していること、および特定の利用環境で動作することを含め、その品質・機能について何ら保証するものではありません。
3. 本サービス用ソフトウェア・アプリケーションを含む一切の物品の著作権、著作人格権、特許権、商標権、ならびにノウハウなどの一切の知的財産権はすべて当社またはその他正当な権利者に帰属し、お客様は、当社が指定した範囲内でのみこれらを利用することができるものとします。
4. 本サービスの利用に関連して、本サービス用ソフトウェア・アプリケーションを利用する場合は、お客様は、当社または権利を保有する第三者が定める使用条件に同意し、これを遵守するものとします。
5. 前項のソフトウェア・アプリケーションが起因する、お客様が損害を被った場合でも、当社は当該損害につき一切責任を負わないものとします。

第14条（知的財産権）

デジタル船員手帖、並びに ZECT Medical Online に関するあらゆる知的財産権は、上記同様当社に帰属します。

2. 全ての利用者は、あらかじめ当社の承諾を得なければ、本サービスの全部又は一部について、修正、複製、頒布、公衆送信、譲渡及び販売等を含むその他一切の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する虞のある行為をしてはなりません。

第15条（禁止行為）

全ての利用者は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為。
 - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく虞のある行為。
 - (3) 当社もしくは OEM 提供元、又は第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する虞のある行為。
 - (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する虞のある行為。
 - (5) 迷惑メールの発信の禁止等、インターネット利用者の間において確立している慣習に反する行為。
 - (6) 当社の設備に過大な負荷を与える行為。
 - (7) 今回の本サービスにて知り得た情報（本サービスの内容、実施状況や結果及び参加企業名等）を他社に漏洩すること
 - (8) 各サービスについて、当社の事前の書面（電磁的方法を含む。）による承諾なしに、当社が指定するサービス以外と組み合わせる行為。
 - (9) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。
2. 当社は、全ての利用者が前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせていると認める場合、事前に催告することなく直ちに本サービスの提供を停止することができるものとします。

第16条（全ての利用者と第三者との間における紛争）

全ての利用者は、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた一切の紛争について、全ての利用者自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第17条（契約上の地位の処分の禁止等）

全ての利用者は、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづく全ての利用者の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

第18条（不可抗力による免責）

当社は、天災、疫病の蔓延、第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社の責めによらない事由により、全ての利用者が本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これにより全ての利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第19条（非保証及び免責）

当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由、その他本サービスに関連して、全ての利用者、又は第三者に生じた損害について、システムやデータ等の復旧、損害の賠償その他一切の責

任を負いません。

- (1) 本サービスの利用により全ての利用者のシステム、データ又は通信に障害が生じたこと。
- (2) 本サービスを提供する為の設備の故障、ネットワークの障害、及び当社のサービス運用等により、全ての利用者が本サービスを利用できなかったこと。
- (3) 本サービスの実施により、全ての利用者の利用しているパソコン、ワークステーション、ネットワーク機器やスマートフォン等に保存されている データ等が滅失又は損傷したこと。

第20条（再委託）

当社は、本サービスの提供に際して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先に対して、利用約款等に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該再委託先の行為に対する管理監督責任を有するものとします。

第21条（サービスの中断等）

当社は、次の各号に該当する場合には、お客様に対して何らの責任を負うことなく、本サービスの提供の全部または一部を中断し、または本サービスの利用を制限することができるものとします。

- (1)本サービス用設備の保守を定期的または緊急に実施する場合（その実施を契約者に通知するか否かを問いません）
- (2)地震、台風、洪水、津波、噴火等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動等の不可抗力、火災、本サービス用通信回線もしくは電力その他の公共的施設によるサービス供給の停止もしくは障害、または戦争等の不可抗力により本サービスの提供が不可能または著しく困難となった場合
- (3)当社の責に帰すべからざる事由による行政機関または司法機関の業務を停止命令またはその指導・要請があった場合
- (4)本サービス用ソフトウェア・アプリケーションの不具合（エラー・バグの発生による場合を含む）または本サービス用設備の不具合が生じた場合
- (5)利用者による不正または誤った操作により本サービスの提供に支障が生じた場合
- (6)本サービス用設備に対する第三者からの不正アクセスがあった場合
- (7)本サービス用設備または本サービス用ソフトウェアを再起動する必要が生じた場合
- (8)第10条に掲げる事由により本サービスの利用が停止される場合
- (9)お客様からの本サービスへのアクセスが著しく増加し、本サービス提供用施設に過度の負荷を与えている場合もしくはそのおそれのある場合で、当社がその任意の裁量においてすべてのお客様に対して安定した本サービスの提供を確保するために必要と判断し

た場合

(10)その他当社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供の全部または一部を中断するときは、適宜適切な方法により事前にお客様に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条（サービスの変更、中止・廃止、譲渡）

当社は、技術上、営業上、またはその他の理由（事業停止、本サービス用通信回線の使用不能による場合を含む）により、本サービスの全部または一部の内容の変更、本サービスの提供を中止または廃止することがあります。その場合は、状況に応じ当社が適切と判断した方法によりお客様に通知するものとし、当該通知に際しては、予告期間を設けるよう努めるものとし、また、本サービスの中止または廃止によってお客様に損害が発生した場合でも、当社は 何らの責任も負わないものとし、

2. 当社は、本サービスに関する営業の全部または一部を第三者に譲渡する場合、状況により当社が適切と判断した方法によりお客様に事前に通知することをもって、利用約款等に基づく全ての当社の本サービス提供者たる地位を譲渡することができるものとし、また、お客様は、この場合において、当社がかかる地位を譲り受ける者に対して、本サービスによる顧客情報の利用目的を超えない範囲で利用することを前提に顧客情報（お客様および全ての利用者の個人情報を含む）の開示をすることをあらかじめ了承するものとし、但し、これは、第10条に規定する利用契約の解約 および終了を妨げるものではありません。

第23条（料金等）

お客様は、本サービスを利用する場合、別途当社が定める利用料金を利用約款等に基づき支払うものとし、

2. 本サービスの利用に際して生じる利用料金、算定方法およびその支払方法などは、利用規約等 で定める場合を除き、当社が別途定める内容に従うものとし、お客様は本サービスの利用料金に係わる消費税、支払に伴う振り込み手数料等を負担するものとし、
3. 当社は、お客様の承諾なく利用料金を変更することができるものとし、その場合の手続は第4条の規定を準用します。
4. 本サービスを利用するために必要な電話や通信機器等の設備費用、ならびにお客様接続サービスおよび本サービスの利用に伴って発生した通信料金等は、お客様が負担するものとし、
5. 当社は、お客様より支払いを受けた利用料金につき利用約款等で特段の定めがある場合

を除き減額または返金しないものとします。

第24条（違約金）

お客様は、利用契約の締結後からお客様が本サービスの利用を開始するまでの間にお客様から利用契約を解約する場合、それまでにお客様より支払を受けた利用料金については返金しないことをあらかじめ了承するものとします。

- (2) お客様は、利用料金の支払いが完了する前に利用契約を解約する場合、当社はそれまでの間に発生した利用料及び利用いただくためにかかった諸費用等の実費をお客様に請求できることをあらかじめ了承するものとします。

第25条（当社の義務等）

当社は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスが当社所定の仕様に従って継続的に運用されるよう本サービスの維持に努めます。ただし、当社は、お客様の承諾なしに、仕様を随時変更することができるものとします。この場合の手続は、第4条の規定を準用し、お客様には変更後の新仕様を適用するものとします。

2. 当社は、変更後の仕様内容がお客様の利用目的に合致しなかった場合でも損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、お客様が個人情報取扱事業者として必要な個々の措置を講じることを怠ったことにより生じる責任を負うものではありません。お客様が本サービスを利用される場合でも、個人情報保護法等の定める安全管理措置等はおお客様の責任において実施されるものとします。
4. 当社は、お客様が本サービスを通じて得た情報等の正確性、有用性、特定の目的への適合性について、何ら保証するものではありません。
5. 当社は、当社の責めに帰すべからざる事由により生じた情報流出等について、一切の責任を負わないものとします。

第25条（途中解約）

当社及び全ての利用者のいずれか一方にやむを得ない事由が生じたとき、当該当事者は、あらかじめ誠意を持って相手方と協議し合意を得た上で、本サービスを中途解約することができるものとします。

なお、本サービスの途中解約により相手方が損害を被る場合、次のとおり賠償を行うものとします。

- (1) 全ての利用者による解約 当社に対し、利用契約に基づき本来得られる本サービス利用料及び本サービスに基づく解約までの期間にかかった実費全額の支払い
- (2) 当社による解約 全ての利用者に対し、当社が妥当であると判断したものに限

りかかった実費の支払い

第26条（機密保持）

当社及び全ての利用者は、利用契約の存在及び条件、本サービスに関連して相手方から開示を受けた情報のうち機密である旨を、書面（Eメール等の有形的記録媒体を含む、以下同じ）その他の有形的手段（以下「有形的手段」という。）によって特定された情報（ノウハウ、技術的知識及び技術的情報、並びに口頭その他無形的手段によって開示された情報で、開示した当事者が開示後10日以内に有形的手段によって特定したものを含み、以下「機密情報」という）を、開示後2年間秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩し、本サービスの目的以外の目的の為に利用してはならないものとします。但し、当社は本サービスの遂行に必要な範囲に限り、事前に本条と同等の義務を課すことによって、再委託先並びに関連会社を含む第三者に開示できるものとし、また、公共の安全を確保する為に必要であると当社が判断した場合には、必要な範囲で開示できるものとします。

2. 前項に関わらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報としないものとします。

- (1) 開示のときに、機密情報を受領した当事者（以下「受領者」といい、機密情報を開示した当事者を「開示者」という）が既に保有していたか、開示の後に受領者が本利用契約に違反することなく保有するに至った情報
- (2) 開示のときに、既に公知・公用であったか、開示の後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知・公用になった情報
- (3) 開示の後に、受領者が機密情報に関係なく独自に知得した情報
- (4) 開示者が、第三者に当該第三者の開示又は使用する権利を制限しないで開示した情報
- (5) 受領者が、裁判所の命令、政府機関の要求、又は法令に従って開示した情報（但し、受領者は本号に基づく開示先以外の第三者との関係では開示者に対し当該開示情報につき引き続き守秘義務を負担するものとする。）

3. 受領者は、受領者における機密情報及び資料等の利用を、本サービスの遂行の為にかかる利用を必要とする受領者の役員及び従業員等（以下「従業員等」という）にのみ認めるものとします。

4. 受領者は、開示者から要求に従って、その複製を記録管理その他自己の業務遂行目的の為に保持する場合を除き、自己の費用負担において、開示当事者から開示された秘密情報を返却又は処分するものとします。

第27条（当社の行う解除）

1 当社又は、全ての利用者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。

- (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続きその他の倒産手続きの申立が行われた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる虞がある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、その全ての利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第28条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により、全ての利用者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨を全ての利用者に通知します。

第29条（損害賠償）

本サービス利用に際し、当社より貸与した機器（本体及び付属品）に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当社規定に基づき原状回復の為の費用を請求します。

- (1) 全ての利用者における誤使用、不当な改造もしくは修理、又は当社が指定するもの以外の機器との接続により故障又は破損した場合。
- (2) 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地変、又は異常電圧等の外部的要因により、故障又は破損した場合。
- (3) 消耗部品が自然摩耗又は自然劣化し、消耗部品を取り換える場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、故障の原因が、全ての利用者の使用方法にあると認められる場合。

第30条（本利用約款の改定）

当社は、日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

第31条（実施結果の利用等）

当社は、本サービスの実施結果について、利用者を識別・特定できない形に統計的に処理された後のデータを作成し、利用、公開及び販売することができるものとします。

第32条（反社会的勢力の排除）

当社及び全ての利用者は、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢

力」 とします。) でないことを表明し、かつ保証するものとします。

2. 当社及び全ての利用者は、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、かつ保証するものとします。
3. 当社及び全ての利用者は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第33条（準拠法及び裁判管轄）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

2. 本利用約款の解釈と適用に関する紛争の訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。